

城陽市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雑誌スポンサー制度の導入により、城陽市立図書館(以下「図書館」という。)における雑誌コーナーの充実を図り、もって市民の図書館利用サービスの向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が、雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌の書架及び当該雑誌の最新号カバーに、当該雑誌スポンサー名と広告を掲示したうえ、図書館の雑誌コーナーに配架し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号のいずれかに該当するもので、図書館に1年以上の期間にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

- (1) 城陽市内に事業所を有し納税している企業、商店及びその組織や団体
- (2) 公社、公団、公益法人又はこれに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、雑誌スポンサーの対象とはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 暴力団及びその構成員又はこれらに準ずるもの
- (3) 風俗営業者又はこれに類するもの
- (4) 民事再生法、会社更生法による再生又は更生手続き中のもの
- (5) 納税義務者で市税を滞納しているもの。ただし、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けているものを除く。
- (6) 市の入札契約事務参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (7) 城陽市広報紙広告掲載基準第4条の各号に該当するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象として適当でないと教育長が認めるもの

(対象雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、城陽市立図書館選定雑誌一覧表(以下「雑誌一覧表」という。)から雑誌スポンサーとなる対象雑誌を選定する。それ以外の雑誌については図書館長と協議のうえ、雑誌を選定することができる。

2 同一雑誌に複数の申込みがある場合は、申込みの受付順とする。

(雑誌の提供と所有権等)

第5条 雑誌スポンサーは、当該雑誌を図書館長が指定する方法により、図書館に提供しなければならない。

- 2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有し、他の資料と同様に扱うものとする。
- 3 雑誌スポンサーは、年度途中での提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊、廃刊等の事由により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、変更その他必要な事項について、図書館長と協議し決定する。
- 4 雑誌の配架場所は、図書館長が決定する。

(費用の負担及び支払い方法)

- 第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の年間購入に係る経費の全額を負担するものとする。
- 2 雑誌スポンサーが負担する経費は、図書館長が指定する雑誌納入業者に指定期日までに直接支払うものとする。その他必要な事項については図書館長と協議のうえ決定する。
 - 3 支払いは、毎年度一括前払いとする。
 - 4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。
 - 5 当該雑誌の年間購入費が予定額を上回った場合には、その費用を当該雑誌スポンサーが業者に直接支払うものとする。

(広告の内容)

- 第7条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものでなければならない。
- 2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の対象としない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗の保持に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 城陽市広報紙広告掲載基準第5条の各号に該当するもの
 - (4) その他広告を掲示することが適当でないと教育長が認めるもの

(広告の作成及び規格)

- 第8条 広告の作成は、図書館長が別に定める広告規格書に基づき、当該雑誌スポンサーが作成する。

(雑誌スポンサー及び広告の期間)

- 第9条 雑誌スポンサー及び広告の掲示期間は同一とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、雑誌スポンサーが継続を希望する場合は、1年単位で延長し継続することができる。

(広告内容の変更・修正)

- 第10条 雑誌に掲示した広告内容の年度途中の変更は原則認められない。
- 2 相当な事由があり、やむを得ず広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新たに掲示しようとする広告原稿を図書館長に提出しなければならない。
 - 3 掲示する広告の内容が第7条のいずれかに該当すると認められるときは、図書館長はその内容を修正するよう指示することができる。この場合において、当該雑誌スポンサーは広告内容の修正等に従わなければならない。

(広告の責務)

- 第11条 雑誌スポンサーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第12条 雑誌スポンサーになろうとするものは、雑誌一覧表の中から提供する雑誌を選定のうえ、雑誌スポンサー申込書と次に掲げる書類を添付して、図書館長に申込まなければならない。

- (1) 掲示しようとする広告の原稿
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）

2 前項の規定による申込期間は、図書館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの決定)

第13条 第12条の規定による申込みがあったときは、審査のうえ、雑誌スポンサー決定通知書により審査結果を通知するものとする。

2 前項の規定による雑誌スポンサー決定通知後は、雑誌スポンサーの辞退はできない。

(雑誌スポンサーの取消)

第14条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサー決定の取消を行うことができる。

- (1) 雑誌スポンサー決定通知後において、第3条第2項のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 第10条第3項の規定による広告内容の修正の指示に従わないとき。

(審査会の設置)

第15条 城陽市立図書館雑誌スポンサー制度審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事務局を図書館に置く。

- 2 審査会は、雑誌スポンサーの適否及び広告内容の適否を審査する。
- 3 審査会は、教育委員会次長、図書館長及び図書館職員により構成する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については図書館長が別に定める。

この要綱は、平成24年10月1日より実施する。

この要綱は、平成25年9月1日より実施する。

この要綱は、平成27年9月1日より実施する。

この要綱は、令和2年9月1日より実施する。